

# 高額医療・高額介護合算療養費を支給します

## ○高額医療・高額介護合算療養費制度とは

「高額医療・高額介護合算療養費制度」は、同じ世帯で医療費の負担と介護費の負担があることによって、家計の負担が重くなっている場合に、その負担を軽減するための制度です。

## ○高額医療・高額介護合算療養費自己負担限度額

世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が次の表の自己負担限度額を超えたとき、その超えた金額が500円以上の場合に、申請をすることによって高額医療・高額介護合算療養費が支給されます。ただし、福祉医療費受給資格者は医療費の自己負担がないため、高額医療・高額介護合算療養費の支給対象となった場合、介護保険分相当額のみでの支給となります。

所得区分		自己負担限度額		
		後期高齢者医療制度 + 介護保険	国民健康保険 (70～74歳) + 介護保険	国民健康保険 (70歳未満) + 介護保険
1	現役並み所得者※1 または 上位所得者※2	67万円	67万円	126万円
2	一般※3	56万円	56万円	67万円
3	低所得者※4	I※4	31万円	34万円
4		II※5	19万円	

※1 国民健康保険(70歳以上)または後期高齢者医療制度の被保険者で住民税課税所得が145万円以上の方(ただし、申請による「一般」該当者を除く。)

※2 70歳未満の国民健康保険の被保険者で基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯

※3 現役並み所得者、上位所得者、低所得者I及び低所得者II以外の方

※4 属する世帯の世帯員全員が住民税非課税の方

※5 世帯員全員が住民税非課税で、各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の70歳以上の方(年金収入のみの方の場合は年金受給額80万円以下)

## ○高額医療・高額介護合算療養費の支給申請

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者が高額医療・高額介護合算療養費の支給対象となった場合は、申請方法や申請に必要なものなどを記載したお知らせを平成25年12月から平成26年2月中に郵送します。このお知らせが届きましたら、お早めに健康・保険課で支給申請をしてください。ただし、平成24年8月から平成25年7月までの間に、次の①から③に該当した場合はお知らせが送付できないことがありますので、支給対象になると思われる方は健康・保険課までお問い合わせください。

①市町村を越えて住所異動をした場合

②他の健康保険から国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入した場合

③国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入した場合

また、被用者保険など榛東村国民健康保険または後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入される方は、村が交付する「介護保険自己負担額証明書」を添えて加入する健康保険に高額医療・高額介護合算療養費の支給申請をしてください。証明書は健康・保険課で交付しますので、次のものを持って健康・保険課までお越しください。

■証明書交付申請に必要なもの：健康保険被保険者証、印鑑、預金通帳など金融機関口座番号等が分かるもの  
福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線141)へ

# 榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成25年11月の放射線量は次のとおりです。(測定日：11月12日)

■基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

■測定値について…村では、環境省が公表している「廃棄物関係ガイドライン(平成25年3月第2版)」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)に基づき、製造メーカーによる村所有測定器(クリアパル株式会社製：A2700型 Mr.Gamma)の定期校正及び群馬県衛生環境研究所所有の測定機器(富士電機株式会社製 NHC710B1-AYYYY-S)との比較実験を行い、当該実験結果により測定値の補正方法を採用しております。なお、群馬県立県民健康科学大学 大学院診療放射線学研究科専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、空間放射線量を測定しています。

No.	測定場所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気
		地表	50cm	1m	
1	役場・保健相談センター	0.063	0.055	0.056	晴れ
2	北部第2学童保育所(旧庁舎分室)	0.057	0.058	0.049	晴れ
3	中央保育園(兼 うぐいす学童)	0.034	0.035	0.035	晴れ
4	北部保育園	0.039	0.041	0.044	晴れ
5	南部保育園	0.061	0.063	0.061	晴れ
6	南部第2学童	0.060	0.061	0.055	晴れ
7	児童館	0.069	0.068	0.068	晴れ
8	榛東中学校 駐輪場	0.042	0.040	0.036	曇り

No.	測定場所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気
		地表	50cm	1m	
9	榛東中学校 東グラウンド	0.029	0.031	0.031	曇り
10	北小学校 (兼 北部第1学童)	0.039	0.037	0.031	晴れ
11	南小学校	0.021	0.024	0.023	晴れ
12	北幼稚園	0.058	0.057	0.055	晴れ
13	南幼稚園	0.077	0.079	0.070	晴れ
14	南部コミセン(兼 南部第1学童)	0.063	0.053	0.054	晴れ
15	総合グラウンド	0.056	0.054	0.050	晴れ

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

## 住民生活課からのお知らせです

# 資源ごみのストックハウスをご利用ください

村では、時間の都合などによって、各区で行われている資源ごみ回収を利用できないご家庭のために、旧役場敷地に資源ごみストックハウスを設置しており、下記の各種資源ごみの受け入れを行っています。

なお、各区で行われている資源ごみ回収のルールと若干異なるものがありますので注意してください。 ※事業系のものは対象外

### ■受入時間

毎週土・日曜日の午前9時から正午まで

※年末12月29日(日)から休みとなります。

1月11日(土)から通常どおり受入れを再開します。

### ■受入対象

ペットボトル、ビン類、アルミ缶、スチール缶、段ボール、紙パック、新聞紙、雑誌、

※紙パックは、洗って、開いて乾かしてください。

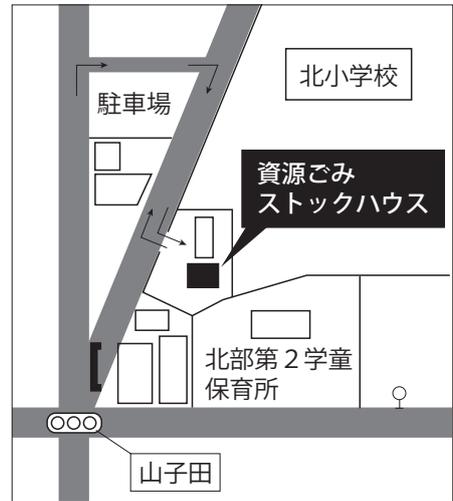
※段ボールはつぶして平らな状態にしてください。

※新聞紙、雑誌、段ボールについては、量が多い場合は、ヒモで縛ってください。

※ペットボトル(ラベルははがす)やビン類、アルミ缶等の容器類は中を洗浄し、キャップが付いているものははずしてください。中身が残っている場合はお持ち帰りいただくこともあります。

※資源ごみを入れる容器は分けてありますので、別の資源ごみを入れないようにしてください。

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ



## ペットボトルは資源ごみとして出しましょう！

ゴミステーションに、ペットボトルが入った可燃物(黄色)や不燃物(白色)のごみ袋が出されている光景が多く見受けられます。

ペットボトルは、大切な資源です。ゴミステーションに出さないで、各区のコミセンなどで毎月一回行われている『資源ごみ回収』の時に出すようにしてください。(詳細は、「榛東村ゴミ収集計画」に掲載されています。)

建設課からのお知らせです

## 都市計画道路の変更案(県案)の縦覧を行います

榛東都市計画道路の変更案(県案)の縦覧を行います。意見のある方は意見書を提出することができます。

### ○変更内容について

今回の変更は、一般県道南新井前橋線バイパス事業化に伴い行うものです。

路線番号	路線名	変更内容
3・4・2	榛東新井幹線	路線の追加

### ○都市計画案の縦覧について

■縦覧期間…平成26年1月10日(金)～1月24日(金)(土曜、日曜、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

■縦覧場所…県都市計画課、渋川土木事務所、榛東村建設課

### ○意見書の提出について

都市計画案について意見のある住民及び利害関係人の方は、住所・氏名・意見要旨を記入した意見書を群馬県知事あてに提出できます。

■提出期間…平成26年1月10日(金)～1月24日(金)(必着)

■提出先…県都市計画課(〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 県庁内)

※郵送の他、各縦覧会場経由でも提出は可能です。

▶お問い合わせは、県庁都市計画課(☎027-226-3654)、渋川土木事務所(☎0279-22-4055)、または 建設課(☎54-2211 内線231)へ

基地・財政課からのお知らせです

## 伐採した桜を配布します

しんとう苑内にある桜を伐採します。資源の有効活用及びコスト削減のため、希望者に先着順で無償提供します。

### ■申込条件

- ①木材の切断はしません。
- ②木材の積み込み及び運搬はしませんので、自ら運搬してください。
- ③榛東村在住の方に限ります。
- ④自家用目的に限りますので、転売及び譲渡はしないでください。
- ⑤積み込み作業中の事故等は、自己責任となります。
- ⑥先着順で申込み本数を受付けて、予定本数になりしだい申込みを締め切ります。多くの方に配布したいので、希望数量が多い場合は本数を調整させていただく場合があります。
- ⑦申込みを受付けても、諸事情により希望本数を配布できなくなった場合、補償はしません。
- ⑧引き渡しの日は、後程通知します。

### ■受付期間

平成26年1月7日(火)～1月17日(金) (土曜、日曜、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

※ 予定数量に達し次第、締め切ります

### ■受付方法

来庁し申込書を提出

▶お申し込みとお問い合わせは、基地・財政課(☎54-2211 内線242)へ

ふるさと公園の閉園について

## ふるさと公園は12月29日～1月3日まで閉園します

しんとうふるさと公園の年内の営業は28日(土)までです。年明けは、4日(土)から営業を再開しますので、ご来園をお待ちしております。

▶お問い合わせは、産業振興課(☎54-2211 内線223)へ

## ふるさと納税のご案内

本村では、ふるさと納税による寄付を募集しています。「榛東村を応援したい!」「榛東村の役に立ちたい!」という方は是非ご協力をお願いいたします。

### ■ふるさと納税とは

「ふるさとを応援したい!」という方などが、市区町村に寄付をした場合に、所得税や翌年度の個人住民税が一定額まで税額から控除される制度です。

### ■ふるさと納税できる方

村内・村外問わず、榛東村に愛着をもっている方であればどなたでも寄付することができます。

### ■寄付したお金の使いみち

次の事業の中から寄付金の使いみちを決めていただくことができます。

- ①自然環境の保全に関する事業
- ②村民の健康増進および福祉の向上に関する事業
- ③産業の振興及び魅力ある観光地づくりに関する事業
- ④文化財や生涯学習、文化振興に関する事業
- ⑤その他目的達成のために必要な事業

※⑤を選択した場合は、村長が必要と認める事業に要する費用に充てさせていただきます。

### ■寄付の金額

1,000円以上から受付けています。

### ■特典について

所得税や翌年度の個人住民税が一定額まで控除されるほか、寄付額に応じて奨励記念品として村の特産品であるワインやハムの詰め合わせなどを贈呈させていただきます。(※奨励記念品の贈呈は寄付金額1万円以上となります。)

### ■手続き

ご協力いただける方は下記までご連絡ください。

▶お問い合わせは、基地・財政課(☎54-2211 内線243)へ

## 勤労者住宅建設資金利子補給制度について

勤労者(所得税法に規定する給与所得者)が、金融機関等から建設資金を借りて、平成25年1月から同年12月までの間に、榛東村内に専用住宅を新築または購入(新築に限る。)した場合、金融機関が勤労者に貸付けた額のうち「300万円以内」に対して、「年利1%」の割合で計算した額の利子補給を3年間受けることができます。

利子補給を希望する方は、必要書類を添えて下記のとおり申請してください。

なお、住宅の利用目的または書類の不備等により補給を受けられない場合や、不正な手段による補給または住宅の売却(貸与)等により補給金の返還が生じることがありますので、ご了承ください。

### ■申請の要件…次に掲げる全ての条件を満たしていること

- ①榛東村に専用住宅を新築(新築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いものの購入を含む。)したものであり、当該勤労者の生活の本拠となること。
- ②床面積の総数が「150㎡以下」の専用住宅(附属設備を含む。)であること。
- ③当該勤労者が、所得税法に規定する給与所得者であること。

### ■提出書類…

- ・利子補給金交付申請書
- ・住宅新築調書
- ・融資機関の住宅建設資金としての融資である旨の証明書
- ・建物平面図の写し
- ・売買契約書または請負契約書の写し
- ・建築基準法の規定に係る確認通知書の写し
- ・源泉徴収票の写し(平成25年分の原本を掲示のうえ「写し」を提出)
- ・住民票抄本(申請時に榛東村が住所登録地の場合は不要)
- ・口座振替申出書

### ■受付期間…平成26年1月6日(月)～1月31日(金) (土曜、日曜、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

### ■受付場所…産業振興課 ※原本の確認作業が必要なため、郵送での提出は受けられません。

### ■申請書の配布…産業振興課で配布するほか、村のホームページ(<http://www.vill.shinto.gunma.jp/>)からもダウンロードできます。

▶お問い合わせは、産業振興課(☎54-2211 内線223)へ